

監査公告第 16 号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から通知がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 6 年 3 月 27 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

公の施設の指定管理者監査結果にかかる対応報告

指定管理施設：加賀市美術館
指定管理者：加賀市総合サービス株式会社

監査結果（指摘事項）と対応

所管課の監査結果

（１）建物管理について

建物は建築後約26年を経過して老朽化が進んでおり展示室の壁紙に変色が見られるなど順次修繕が必要な状況になっている。令和4年度は、収蔵庫の空調設備改修を行っており館蔵品等の保管状況が改善された点は評価できる。一方で第1～第3企画展示室を区切る可動式壁は破損した場合は修繕できる見込みがないとのことであり、展示室の在り方を含め早急に対応策を詰めておく必要がある。対応が後手にまわらないように効果的な修繕に取り組んでもらいたい。

対 応

ご指摘のとおり展示室の大型可動間仕切り壁につきましては、老朽化に伴いメーカー保証適用外となっていることから故障の際は修繕対応ができません。このため、対応策として各種展示に対応できるような間仕切壁の固定化を学芸員と共に検討を進めております。

市施設における修繕費につきましてはその平準化や、物価高騰に伴う材料費の高騰などにより、要望どおりとなるのが難しくなっておりますが、令和6年3月の北陸新幹線敦賀延伸開業後は加賀市の文化観光の窓口になる施設となることを踏まえ、全体計画においても優先的に修繕を進めもらえるよう働きかけ、効果的な改修の実施を要求してまいります。

指定管理者の監査結果

（１）管理運営について

令和4年度の利用者数はコロナ禍前の平成元年度以前の水準まで戻ってい

ないが、これは他の文化施設等でも同様な傾向であり、令和4年度以降の共催事業や貸館事業を再開により客足が戻ってきたことは美術に関心がある市民等が潜在的に多いとみることができ、当施設はその期待に応えていかなければならない。

施設の活用状況をみると入口である1階ロビーの活用に工夫が必要だと感じる。その点、令和4年度は「アートスタンド作り」、令和5年度はロビーに電子ピアノを設置し賑わい創出を図っていることは評価できる。

令和6年3月に北陸新幹線加賀温泉駅が開業になるが、加賀温泉駅前の立地を考えるとこれまで以上に観光客向けの取り組みが必要になる。ロビー施設を市の文化観光のインフォメーションセンターとして活用することを考えてもよいのではないか。各文化施設をどのように関連付けていくか工夫してもらいたい。

対 応

貸館としてのスペースを確保しつつ、可能な限り、各施設の紹介をさらに拡充し、加賀市の紹介動画等の放映や、QRコード等でより手軽に各施設の詳細な魅力紹介ができるよう図り、また、市内文化観光施設に働きかけ連携協働による文化観光めぐりといったイベント等の開催を図ることで、インフォメーションセンター的機能とともに駅前美術館の賑わいの創出に努めてまいります。

(2) 利用促進について

北陸新幹線での来訪客を念頭に、郷土ゆかりの作品を拡充する必要があり九谷焼や山中漆器などの展示も必要ではないかと感じる。また、令和5年度上半期においては山田宗美の図録が海外企業に多く売れている。今後、海外旅行客の回復が見込まれるので、これまで以上にインバウンド消費を意識して取り組んでももらいたい。

対 応

積極的に郷土ゆかりの作品展示に努めるとともに、ロビーや作品紹介等における多言語化、タブレット端末を活用してのコミュニケーションの促進を図り、海外のお客様の求める加賀市らしいイメージのPOPやディスプレイの構築に努めてまいります。